

## 「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に関するコメント

平成 18 年 11 月 24 日  
あずさ監査法人  
退職給付検討プロジェクト

平成 18 年 10 月 27 日付で公表されました「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤昇、公認会計士 伏谷 充二郎、公認会計士 九鬼 聡  
公認会計士 前田啓、公認会計士 藤本さおり、公認会計士 倉田知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部（Tel: 03-3266-7503）斎藤昇までお願いします。

### 1. Q10 に関して

①解散又は脱退に伴う要拠出額については費用処理とあるが、臨時性が高い事象であるため、Q9と同様、原則として特別損失とする取扱いを明示してはどうか。また、厚生年金基金解散損失引当金等の適切な科目で損失見積額を計上する場合も、同様に、原則として特別損失とする取扱いを明示してはどうか。

②最終パラグラフのまた書きにおいて、損失発生の可能性が高いか、又は可能性がある程度予想される場合に財務諸表に与える影響額を注記する取扱いとなっているが、影響額を記載できるならば、損失見積額の引当計上が可能なのではないか。影響額の見積りが不可能な場合に、当該注記の取扱いとなるのではないか。

### 2. Q11 に関して

複数事業主制度に移行する際、原則法を検討することなく例外処理を採用することがないようするため、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」か否かを慎重に検討する必要があることを付言してはどうか。実務上は例外処理が多く採用されていることや、退職給付実務指針 32 項と 33 項では原則処理と例外処理の位置付けを明確にしていないことから、両者の関係が誤って認識されている可能性が少なからずあると思われるためである。

### 3. その他

退職給付制度間の移行の論点ではないが、現状で複数事業主制度、例外処理を採用している場合で、今後も制度変更を考えていないケースにおいて年金の積立不足が明らかであるような場合、公開草案では特段の処理を求めているが、原則法の場合、数理計算上の差異として費用処理されるのに比して会計的に含み損の処理が先送りされる懸念があるが、この点について記載した方がよいと思うがどうか。また、その際に、負債側の勘定科目も同時に検討する必要があると考える。

以上